

2023年遼寧省における 最新の税務トピック Q&A

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

大連事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所が現地会計事務所である上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所に作成委託し、2023年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび上海徳勤税務師事務所有限公司大連分所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海徳勤税務師事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・大連事務所
E-mail：PCD@jetro.go.jp

JETRO

目次

一、2023年度小型薄利企業の企業所得税優遇政策	1
二、企業研究開発費用の追加控除優遇政策	2
三、企業所得税の損金算入関連政策	4
四、企業所得税の徴収管理に関する政策	5
五、仕入税額の追加控除に関する優遇政策	7
六、個人所得税に関する政策	8
七、その他	10

2023 年遼寧省における最新の税務トピック Q&A

2023 年度において、税務局は一連の税務優遇政策を更に細分化した。本報告書は 2023 年度における税務ホットトピックをめぐって、企業所得税、増値税、個人所得税およびその他の税目に関する優遇政策および実務対応をカバーし、Q&A 形式で制度概要、実務対応の要点などをまとめた。なお、遼寧省の所管範囲における実務対応についても記載した。企業が税務問題をより効率的に対応し、税務コストや税務リスクの適切な管理に役に立てるため、税務実務処理に向けた参考資料としてご利用いただきたい。

一、2023 年度小型薄利企業の企業所得税優遇政策

質問：

- 1、2023 年から、小型薄利企業はどのような企業所得税の優遇税制を享受することができるか？どのように申請するか？
- 2、小型薄利企業は企業所得税を仮納付する際に、どのように優遇政策を享受するか？仮納付時に小型薄利企業の優遇税制を享受したが、年度確定申告時に小型薄利企業の認定条件に合致しない場合、どうすればいいか？

回答：

- 1、関連法規に基づき（注1）、2023 年 1 月 1 日～2027 年 12 月 31 日まで、小型薄利企業（注2）の年間課税所得額が 300 万元以下である部分については、当該所得額を 25%まで減額して課税所得額に算入し、その結果計算された課税所得に対して 20%の税率により企業所得税を納付する（300 万元以下の部分に対する実際の税負担は 5%）。

実務において、条件に満たず小型薄利企業は納税申告書を記入するのみで、簡単に優遇税制を享受することができる。小型薄利企業は従業員数、資産総額、国家制限または禁止業界などの基礎情報を正確に記入し、課税所得額を計算した後、情報システムが関連データ

注1 『小型薄利企業の所得税優遇政策のさらなる実施に関する公告』（財務部、税務総局公告 2022 年 13 号）『小型薄利企業と個人経営者の所得税優遇政策の実施に関する公告』（財政部税務総局公告 2023 年 6 号）および『小型薄利企業および個人事業者の発展をさらに支援する関連政策の公告』（財政部税務総局公告 2023 年 12 号）の規定を参照されたい。

注2 小型薄利企業の判断基準は『小型薄利企業所得税優遇政策の徴収管理の実施に関する公告』（国家税務総局公告 2023 年 第 6 号）第 3 条、『小型薄利企業の所得税優遇政策のさらなる実施に関する公告』（財務部、税務総局公告 2022 年 13 号）第 2 条を参照されたい。

を利用して、小型薄利企業の優遇項目を自動的に選択して減免税額を自動計算することができる。税務機関の審査に備え、審査資料として、(1) 国家が制限あるいは禁止していない業種に従事している説明書 (2) 従業員数の計算過程 (3) 資産総額の計算過程などの資料を保存することを提案する。

2、『小型薄利企業所得税優遇政策の徴収管理の実施に関する公告』（国家税務総局公告 2023 年第 6 号）によると、小型薄利企業は企業所得税を仮納付する際に、まず小型薄利企業の条件に合致しているかを判断する。企業が半期に企業所得税を仮納付する場合、税制規定に基づき小型薄利企業の条件に合致すると判断すれば、優遇政策を享受することができる。資産総額、従業員数、年間の課税所得額の指標は、当年度当期仮申告所属期末までの状況に基づき判断する。その中、資産総額と従業員数の指標は、「年間四半期平均値」の計算式により、当期仮申告所属期末までの四半期平均値を計算する。

企業が企業所得税を仮納付時に小型薄利企業の優遇税制を享受したが、年度確定申告時に小型薄利企業の要件に合致しないことが判明した場合、規定に従って企業所得税を追加納付することが要求される。

二、企業研究開発費用の追加控除優遇政策

質問：

- 1、2023 年 1 月 1 日より、企業の研究開発費用の追加控除の比率に関する具体的な規定とは何か？
- 2、企業は仮納付する際に、研究開発費用の追加控除制度を享受できるか？どのように享受するか？
- 3、企業は委託研究開発に従事する場合、どのように研究開発費用の追加控除金額を計算するか？どのような要求があるか？

回答：

- 1、『研究開発費用の追加控除政策のさらなる改善に関する公告』（財政部、国家税務総局公告 2023 年 7 号）によると、2023 年 1 月 1 日より、業界要件に合致する企業の研究開発費用の追加控除比率は 75%から 100%に引き上げられ、長期的な制度として実施する。タバコ製造

業、宿泊・飲食業、卸売および小売業、不動産業、賃貸および商業・サービス業、娯楽業などの業界に従事する企業を除き、ほかの企業は研究開発費用の追加控除政策を適用することができる。そして、「集積回路と工作機械企業の研究開発費用追加控除に関する公告」（財政部・税務総局・国家発展改革委・工業と信息化部公告 2023 年第 44 号）によると、集積回路と工作機械の業界に従事する企業に関して、要件に合致する企業は研究開発費用の追加控除比率が 120%に引き上げられる。

2、研究開発費用追加控除の優遇税制は「実際に発生し、企業が自己判断し、申告による優遇税制を享受をし、調査に備える関連資料の保管が必要となる」という処理方式を採用する。企業は実際に発生した研究開発費支出に基づき、自社で追加控除金額を計算する。「予納申告の最適化による研究開発費用追加控除政策の享受に関する事項の公告」（国家税務総局財政部公告 2023 年第 11 号）より、企業が研究開発費用を正確に分類し計算できる場合、生産経営の実際状況に基づき、自社で選択した企業所得税の予納申告の時期に研究開発費用の追加控除優遇税制を享受する。例えば、第 2 四半期（四半期ごとに予納申告）あるいは 6 月（月ごとに予納申告）、第 3 四半期（四半期ごとに予納申告）あるいは 9 月（月ごとに予納申告）の際に享受できる一方で、企業所得税の年度確定申告の際にも享受できる。企業が予納申告で研究開発費用の追加控除の優遇税制を享受する場合、四半期申告表の「研究開発費用追加控除優遇明細表」（A107012）を記入し、関連資料を保存して調査に備える必要がある。

3、限定業界（タバコ製造業、宿泊・飲食業、卸売および小売業、不動産業、賃貸および商業・サービス業、娯楽業など）を除き、ほかの業界企業が委託研究開発に従事する際に、研究開発費用の追加控除政策が享受できる。具体的な要件は以下とおりになる。

場合	要件	法律規定
国内にある外部機関あるいは個人に委託する研究開発	実際発生した研究開発総費用の 80%を限度額として委託側（支払者）の研究開発費用とし、追加控除を計算することができる。受託側は追加控除することができない。	『研究開発費の追加控除政策の完備に関する通知』（財税 [2015] 119 号)
国外にある外部機関に委託する研究開発	実際発生した研究開発総費用の 80%を限度額として委託側（支払者）の国外委託研究開発費用とする。その上で、国外委託研究開発費用は国内において発生し、かつ要件を満たす研究開発費用の三分の二を超過しない部分のみ追加控除することができる。国外の個人に委託した研究開発費は、追加控除の対象にはならない。	『企業により海外に委託した研究開発費用の税前追加控除に関する政策問題の通知』（財税 [2018] 64 号)

三、企業所得税の損金算入関連政策

質問：

- 1、ソフトウェア企業の従業員教育経費は課税所得額を計算する際にどのように控除されるか？
- 2 企業が 2023 年に新たに購入した器具、設備は、課税所得額を計算する際にどのように控除されるか？

回答：

1、規定に基づき（注3）、要件に満たすソフトウェア企業（注4）の従業員研修費は、単独で計算し、実際に発生した従業員研修費を損金算入する。「従業員教育経費」の全部ではなく、そのうちの従業員研修費のみが損金算入の対象となる。従業員教育経費の中の従業員研修費を正確に区分する必要がある。一方で、正確に区分できない従業員研修費、および正確に区分された従業員教育経費から従業員研修費用を差し引いた残高は、2018年1月1日以降、賃金給与総額の8%までの部分を課税所得額の計算時に損金算入することができる（注5）。

2、関連規定に基づき（注6）、2018年1月1日～2027年12月31日まで期間に新規購入した設備、器具の単価が500万元以下の場合は、当期の原価費用に一括計上し、課税所得額の計算時に損金算入することができる。また、単価が500万元を超える場合は、関連規定に従って会計期間別に減価償却費を計上するか、または要件に合致する場合に加速減価償却政策を適用する。企業は一括損金算入政策の適用を自由に選択することができるが、一度一括損金算入政策を適用しない選択した場合、その後の期間において再度一括損金算入政策を適用することはできない。

遼寧省の実務では、企業は四半期ごとに企業所得税を予納申告する際に、一括損金算入政策を享受するかを自主的に選択することができる。企業が四半期ごとに予納申告する際に享受することを選択する場合、固定資産の投入使用翌月に属する四半期に企業所得税を予納

注3 『企業所得税執行における税務処理問題に関する通知』（国税函[2009]202号）および『ソフトウェア産業およびIC産業の発展をさらに奨励するための企業所得税政策に関する通知』（財税[2012]27号）の規定を参照されたい。

注4 要件を合致するソフトウェア企業の判断基準は『ソフトウェアと集積回路産業の企業所得税優遇政策に関する通知』（財税[2016]49号）第4条を参照されたい。

注5 『企業の従業員教育経費の損金算入政策についての通知』（財税[2018]51号）を参照されたい。

注6 『設備、器具の控除に関する企業所得税政策についての通知』（財税[2018]54号）、『一部の税収優遇政策の執行期限延長に関する公告』（財政部、税務総局公告2021年第6号）、『設備、器具控除に関する企業所得税政策に関する公告』（財政部、税務総局公告2023年第37号）および『設備器具の企業所得税控除に関する政策の執行問題の公告』（国家税務総局公告2018年第46号）の規定を参照されたい。

申告する際に、『固定資産加速減価償却（控除）優遇明細表』を記入することで享受し、そして企業所得税の年度確定申告時に『A105080 資産減価償却納税調整明細表』を記入する。

一括損金算入を選択する場合、税務と会計の差異が生じる可能性がある。一般的に、固定資産に関して会計上減価償却費を計上する場合、優遇税制を享受する当年度に納税調整を行い、税金の差異が生じなくなるまで、将来年度に納税調整を続ける。国家税務総局公告 2018 年第 46 号の規定に従って、固定資産の購入日に関する資料、固定資産記帳証憑、購入した設備、器具の税務処理、会計処理に差異があった台帳を、調査に備えるために保存する対応が推奨される。

四、企業所得税の徴収管理に関する政策

質問：

- 1、駐在員事務所の企業所得税は、実際発生に基づいて申告するか、それとも査定徴収するか？
- 2、持ち分譲渡取引双方が非居住者企業であり、かつ国外で取引される場合、どちらが税金を納付するか？

回答：

1、『「外国企業駐在員事務所の徴収管理暫行弁法」の公布に関する通知』（国税発[2010]18号）に基づき、駐在員事務所は法律・行政法規・国务院財政・税務主管部門の規定に従い帳簿を設置し、合法・有効な記帳証憑をもって計算を行い、駐在員事務所が該当機関において実際に履行した機能と負担するリスクを元にした比率を用いて、課税収入と課税所得額を正確に計算する必要がある。四半期終了日より 15 日以内に所轄税務機関に企業所得税を申告納付し、税法に規定した納税期限に従い、所轄税務機関に増値税を申告納付しなければならない。帳簿が不正確であり、収入または原価費用を正確に計算できない、および規定により申告できない駐在員事務所に対して、税務機関は課税所得額を査定する権利を有する。

2、持ち分譲渡取引双方が非居住者企業であり、かつ国外で取引される場合、まず中国に企業所得税の納税義務があるかを分析する必要があり、次に税金の納付方法を判断する。

✓ 企業所得税納税義務の判断

企業所得税法および実施条例の規定に基づき、非居住者企業が中国国内に機構と場所を設立していない場合、または機構と場所を設立しているが、取得した所得がその機構や場所と実際に関連していない場合、中国国内に由来する所得に対して企業所得税を納付しなければならない。持ち分譲渡所得は権益性投資の資産移転所得に属し、被投資企業の所在地に基づいて中国国内、国外の所得を確定する。

遼寧省の実務では、持ち分譲渡取引双方は非居住企業であり、かつ国外で取引を行い、非居住者企業が直接または間接的に居住者企業の持ち分移転を行う場合に関連する可能性がある。間接持ち分移転において、被投資企業の所在地の確定（所得が国内から由来）が比較的複雑であり、税務機関は一般的に業務の実質、商業目的、契約内容などの状況を踏まえてさらに分析する。また、『非居住者企業の間接財産譲渡の企業所得税の若干問題に関する公告』（国家税務総局公告 2015 年第 7 号）より、非居住者企業が合理的商業目的を有しない手配の実施を通じて、中国居住者企業の持ち分等の財産を間接譲渡し、企業所得税納税義務を回避する場合、税務機関が中国居住者企業持ち分などの財産の直接譲渡として確認され、企業所得税を徴収する可能性がある。企業所得税を納付する前に、業務の実質、商業目的などを考慮し、所轄税務機関（被投資企業の所在地税務機関）とさらに交流を取って確認することを提案する。

✓ 税金の納付方法

非居住者企業が取得した持ち分譲渡所得は、規定に従って企業所得税を納付する場合、以下の規定に従って納税を完了しなければならない。

項目	内容	法律規定
源泉徴収義務者	関連法律規定あるいは契約の約定に照らして 持ち分譲渡側に対して関連代金直接支払の義務を負う単位 あるいは個人が源泉徴収義務者とする。	『中華人民共和国企業所得税法』、『非居住者企業の間接財産移転の企業所得税の若干問題に関する公告』（国家税務総局公告 2015 年第 7 号）
源泉徴収義務の履行期間	源泉徴収義務者は、源泉徴収義務の発生日より 7 日以内に源泉徴収義務者の所在地の主管税務機関に対し、申告・代理納税する。源泉徴収義務の発生日は関連税金の実際の支払日、あるいは支払の期限到来日とする。	『非居住者企業所得税源泉徴収に関する問題についての公告』（国家税務総局公告 2017 年第 37 号）

項目	内容	法律規定
源泉徴収義務者所在地の所轄税務機関	被投資企業の企業所得税の主管税務機関	
その他の徴収管理要求	源泉徴収義務者は申告・代理納税する際に、『中華人民共和国企業所得税源泉徴収報告表』を記入する。源泉納付義務者が法に則った納税をしていない、あるいは納付義務を履行できない場合、所得を得た非居住者企業が、企業所得税法第三十九条の規定に基づき、所得が発生した地域の所轄税務機関に納付していない源泉税を納付・申告する。	

五、仕入税額の追加控除に関する優遇政策

質問：

1、現時点の仕入税額の追加控除に関する優遇政策とは何か？どのように享受できるか？

回答：

次の表に、現在の増値税仕入税額追加控除政策の主な適用状況をまとめた。(注7)

適用業界/企業	追加控除比率	適用期限
生産性サービス業（郵政、電信、現代サービス、生活サービスの売上高が全売上高の50%を占める）	5%	2023年12月31日
生活性サービス業（生活サービスの売上高が全売上高の50%を占める）	10%	
集積回路設計、生産、封止、装備、材料企業	15%	2027年12月31日
先進工業母機製品の製造販売企業	15%	
先進製造業（ハイテク企業）	5%	

規定に合致する生産性サービス業、生活性サービス業納税者は、年度に初めて追加控除政策の適用を確認する際、電子税務局または税務局現場で「追加控除政策の適用に関する声

注7 『増値税小規模納税者に対する増値税減免等の政策の明確化に関する公告』（財政部 税務総局公告 2023 年第 1 号）、『集積回路企業の増値税追加控除政策に関する通知』（財税[2023]17 号）、『工業母機企業の増値税追加控除政策に関する通知』（財税[2023]25 号）および『先進的製造業企業に係る増値税追加控除政策に関する公告』（財政部、国家税務総局公告 2023 年 43 号）をご参照されたい。

明」を提出しなければならない。

集積回路、工業母機、先進製造業企業（以下、「三つの追加控除政策」）の追加控除政策はすべてリスト管理を採用しており、リストは工業・情報化部が主導して制定した。リストにおける納税者が納税申告を行う際は、システム上関連ヒントがポップアップされ、納税者の対応する追加控除政策を申告するよう表示されるため、関連声明を提出する必要がない。

納税者が「三つの追加控除政策」に含まれる業界要件を同時に満たす場合は、優先的に「三つの追加控除政策」を適用することができるものの、同じ期間に重ねて適用することはできない。企業はまず先進製造業の追加控除政策を適用し、翌年度以降において先進製造業の追加控除政策から工業母機の追加控除政策への変更を選択することができる。前年度に計上されていない追加控除の差額部分は、翌年度以降に一括して追加控除額に追加計上することができる。

当該政策は、15%企業所得税優遇税率、最長10年の損失繰越期間に続き、5%増値税追加控除はハイテク企業資格の税優遇「含金量」をさらに高める一方、違反のリスクを高めることにもなる。例えば、関連企業が控除不能な仕入税額を誤って控除した場合、その発生する税務リスクは追加控除の適用により拡大される可能性がある。また、追加控除政策を適用する企業は単独で追加控除額の計上、控除、調整、残高などの変動状況を計算する必要がある。それと同時に、追加控除を受けてはならない貨物の輸出や国境を越えたサービスに従事する企業は関連する仕入税額に対して適切な区分を行う必要がある。そのため、追加控除優遇を適用する予定の納税者は、関連する税務管理業務とリスク防止措置に十分な事前準備をしておく必要がある。

六、個人所得税に関する政策

質問：

- 1、外国籍個人が中国国内で働いている間に享受できる個人所得税優遇政策は何があるか？
- 2、2023年度個人所得税確定申告が免除できる状況とは何か？

回答：

- 1、『個人所得税に関する若干の政策問題に関する財政部および国家税務総局の通知』（財税字[1994]20号）に基づき、外国人が現金以外または実費精算で取得した合理的な住宅手当、

食事手当、引越手当、クリーニング手当、国内外出張手当、帰省手当、語学研修代および子供の教育費手当および外国籍の個人が外国投資企業から取得した株式配当、利益配当について、個人所得税を免除することができる。企業は実況に基づき、外国籍従業員の個人所得税免除に関する優遇政策を合理的に適用し、関連制度を整備し、税法規定および所轄税務局の要求に基づいた有効な証憑を整理し、関連届出手続きまたは今後の税務局からの調査対応のための関連資料を保存する。

『外国籍個人の補助・手当の個人所得税政策の延長実施に関する公告』（財政部、税務総局公告 2023 年第 29 号）によると、2027 年 12 月 31 日まで、外国籍個人が居住者の条件を満たす場合、個人所得税の特定付加控除を適用するか、または関連規定に基づく住宅手当、言語訓練費、子女教育費などの手当に対する免税を享受するかを選択できる。両方同時に適用することはできない。一度選択した場合、1 納税年度内の変更はできない。企業は実況に基づき、外国籍従業員が個人所得税の特定付加控除を享受するか、或いは手当免税優遇政策を享受するか、それぞれの個人所得税の影響を比較した上で、各納税年度内により優遇される政策を選択することができる。

関連税法に基づき（注8）、非居住者個人が 1 カ月内に取得する数カ月分の賞与は、単独で本公告第二条に基づいて当月収入額を計算し、当月のその他の給与・賃金に合算せず、6 カ月に配賦して税額を計算し、費用を控除せず、月次税率表を適用して納付税額を計算する。居住者個人が規定に合致する年間一回性賞与を取得した場合、当年度の総合所得に組み込まず、年間一回性賞与を 12 カ月で割った額を、月換算の総合所得税率表に基づき、適用税率と速算控除額を確定し、個別に税額を計算して納付することができる。1 年度内で一人の非居住者または居住者あたり 1 回に限り当該計算方法を適用できる。企業は外国籍従業員のその年度の実際の納税身分に基づき、非居住者数カ月分の賞与政策（年間中国滞在日数 183 日未満の非居住者納税者）または年間一回性賞与政策（年間中国滞在日数 183 日以上の居住者納税者）を合理的に適用し、税額優遇を享受することができる。

2、2027 年 12 月 31 日まで、居住者は総合所得を取得する場合、年度確定申告にて税金を追納する必要があるが、年度総合所得収入が 12 万元を超えない場合、または納税人の年度確定申告にて追納する必要がある税額が 400 元を超えない場合は、年度確定申告を行う必要

注8 『非居住者および住所の無い居住者の個人所得税政策についての公告』（財政部、税務総局公告 2019 年第 35 号）、『居住者の年 1 回賞与の個人所得税政策の延長実施に関する公告』（財政部、税務総局公告 2023 年第 30 号）をご参照されたい。

はない。一方で、居住者は総合所得を取得するものの、源泉徴収義務者が源泉徴収義務を履行しなかった場合はこの限りではない。

七、その他

質問：

1、「六税二費」の優遇税制とは何か？どのように享受できるか？

回答：

『中小・零細企業と自営業者の発展に対する税金政策の更なる支援に関する公告』（財政部、税務総局公告 2023 年第 12 号）に基づき、2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで、増値税の小規模納税者、小型薄利企業および個人事業者に対し、50%の税額範囲内で、資源税（水資源税を含まない）、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を含まない）、耕地占用税および教育費付加、地方教育費付加が減税できる。

遼寧省の実務において、小型薄利企業の判定は企業所得税の確定申告結果を基準とする。増値税一般納税者が確定申告後、小型薄利企業と判定された場合、確定申告の当年度の 7 月 1 日～翌年 6 月 30 日の申告時に「六税二費」の減免政策を享受することができる。

一般納税者として登記した新設会社は、設立した翌月から初回の確定申告の前まで、国家の制限・禁止産業に従事しておらず、かつ申告期間における先月末の従業員 300 人、資産総額 5000 万元を超えないという二つの条件を同時に満たす企業は、小型薄利企業として申告することができる。初回の確定申告時点で小型薄利企業に該当しない一般納税者は、確定申告をした翌月の 1 日から翌年 6 月 30 日までの間は申告時に「六税二費」の減免政策を享受することができない。

増値税の小規模納税者、小型薄利企業および個人事業者は既に法に基づき、その他の優遇政策を享受しており、「六税二費」の減免優遇を重ねて享受することができる。政策の享受順番としては、「六税二費」減免は、ほかの優遇政策による享受が優先された後の追加享受に位置づけられる。比率減免または定額減免が適用されていた場合、「六税二費」減免額の計算基数は、課税額が既存の減免税額を控除した額を基礎とする。

「六税二費」政策は納税者が自主申告して享受でき、追加資料を提出する必要がない。